

平成 29 年度第 1 回

大阪府都市計画公聴会 速記録

「南部大阪都市計画道路の変更」について

・泉州山手線の車線数及び幅員の変更

- 1 と き 平成 29 年 8 月 28 日 (月)
午後 2 時開会～午後 2 時 14 分閉会
- 2 と こ ろ 大阪府庁別館 7 階 会議室
大阪市中央区大手前三丁目 2 番 12 号
- 3 対象市町村 熊取町
- 4 出席者
(1) 議長 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 参事 水谷 経輔
(2) 公述聴取者 行政関係者
(3) 公述人 1 人

大阪府都市整備部都市計画室

[開会]

【司会 (奥林補佐)】

お待たせいたしました。ただ今から、平成 29 年度第 1 回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課の奥林と申します。どうぞよろしくお願い致します。

公聴会の開会に当たりまして、皆様に 3 点御協力お願いを申し上げます。

まず、この建物は禁煙となっております。おたばこは御遠慮願います。

次に、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してください。

また、この部屋では、3 時になりますと庁内放送が流れます。大変御迷惑をおかけしますが、庁内放送の流れている間は、公述を中断していただくこととなります。あらかじめ御了承ください。

それでは、公聴会を始めます。

本日の進行につきましては、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課参事の水谷が議長として担当いたします。よろしくお願い致します。

[公聴会に関する説明]

【議長 (水谷参事)】

本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

議長を務めさせていただきます、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課参事の水谷と申します。よろしくお願いをいたします。座って説明をさせていただきます。

まず、公聴会の趣旨及び都市計画の手続きにつきまして、御説明をいたします。

公述の対象となります都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成してまいりました。

公聴会は、これら原案につきまして、公述人の方から御意見をお伺いし、これを踏まえまして、都市計画の案を作成するために、都市計画法第 16 条の規定に基づきまして開催するものでございます。

本日は、公述申出期間内に、お申し出をいただきました 1 名の方に御意見を述べていただきます。

次に、今後の手続きにつきまして御説明をいたします。

本日の公聴会の内容は、録音により速記録として取りまとめいたします。

公述いただきました御意見を踏まえまして、再度、関係機関等との協議調整を行い、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。

この案の縦覧は、同法により 2 週間行うことが定められており、縦覧期間中に、関係市町村と住民及び利害関係者の方々は、大阪府に対し、案についての意見書を提出することができます。

また、大阪府のホームページにおきまして、案の縦覧とともに、本日の速記録と公述

意見に対する大阪府の考え方もあわせて掲載をいたします。

この縦覧の手続を経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、審議会におきまして、本日の公聴会の記録と、公述意見に対します大阪府の考え方、これらを資料として配付いたします。

また、縦覧の案に対する意見書が提出された場合は、その要旨につきましても、あわせて配付をいたします。

この都市計画審議会の議事を経まして、案が承認されれば、都市計画が正式に決定することになります。

続きまして、本日の公聴会の進行について、御説明をいたします。

お手元の次第をご覧ください。

平成 29 年度第 1 回大阪府都市計画公聴会次第と書いている分でございます。

今、私が説明させていただいているのが 2 番の公聴会に関する説明でございますけれども、この私の説明が終わりました後、3 の今回の公述の申し出をいただきました、都市計画の原案の概要について御説明をいたします。この説明が終わりましたら、これら原案についての公述をお願いいたします。

公述は、先ほど受付のほうでお渡しをいたしました番号札を呼ばせていただきますので、前方の演台までお越しいただきますようお願いをいたします。

なお、公述いただきます内容につきましては、公述の申し出のときに御提出をいただきました要旨に沿って公述をいただきますようお願いをいたします。

万が一、申し出をいただきました都市計画の案に関係のない内容について、公述することができないということを申し添えさせていただきます。

なお、公述いただきます時間につきましては、既にお知らせをしておりますとおり、30 分以内とさせていただきます。必ずしも 30 分間公述を続けていただく必要はございません。終了時間前に公述を終えていただいても結構です。

しかし、開始から 25 分を経過いたしましたら、ベルを 1 回鳴らさせていただきます。

さらに、開始から 30 分経過をいたしますと、ベルを 2 回鳴らさせていただきますので、速やかに公述を終了させていただきますよう、お願いいたします。

最後に、公述終了後は元の席にお戻りください。

それから、公述人の皆様、そのほか御来場の皆様をお願いをいたします。

本日の公聴会は、法令の規定によりまして、都市計画の原案に対する意見を述べていただくものであり、質疑応答を行う場ではございません。

また、公述できる方は、あらかじめお申し出をいただきました方のみとなっております。

もし、公聴会の秩序、進行を乱すような発言や発声、あるいは拍手するなどの行為があった場合には、大阪府都市計画公聴会規則第 12 条に基づきまして、この会場から退場していただく場合もございます。御注意をお願いいたします。

それでは、公述に先立ちまして、対象となります都市計画の原案の概要につきまして、大阪府の担当者から説明をさせます。よろしく申し上げます。

【説明者 (原井補佐)】

大阪府都市整備部都市計画室計画推進課都市施設計画グループ長の原井でございます。どうぞよろしくお願いたします。座って御説明させていただきます。

それでは、南部大阪都市計画道路 3・1・202-1 号泉州山手線ほか 10 路線の変更案の概要について、御説明させていただきます。

泉州山手線は、和泉市内の堺市界を起点とし、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市を經由し、泉佐野市内の国道 481 号に至る、全長約 18.4 キロメートルの広域幹線道路として、昭和 42 年から昭和 45 年に都市計画決定されました。

今回、岸和田市の都市計画道路磯之上山直線から熊取町の国道 170 号までの約 9.5 キロメートルの区間について、幅員や構造形式等の見直しを行いました。

車線数を 4 車線に、また、標準幅員を 31 メートルに縮小するとともに、交差する道路について、可能な限り平面交差形式となるよう都市計画を変更するものです。

次に、大阪岸和田南海線及び大阪岸和田泉南線について御説明いたします。

本府では、今後予測される本格的な人口減少などの社会経済情勢の変化を踏まえ、都市計画道路の見直しを進めております。

大阪岸和田南海線及び大阪岸和田泉南線は、和泉市内の高石市界を起点とし、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町を經由し、泉佐野市内の国道 481 号に至る、全長約 19.5 キロメートルの都市計画道路であります。

今回、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、貝塚市の岸和田市界から国道 170 号までの区間を廃止するとともに、交差する都市計画道路の交差構造を変更するものです。

以上が、今回の都市計画変更案の概要でございます。

【議長 (水谷参事)】

それでは、ただ今から、公述をお願いいたします。

こちらのほうへお越しくください。それでは、ただ今から、公述をお願いいたします。

【公述人】 (1 番)

私は医療法人爽神堂の理事長をしております、本多といいます。今回の計画にあたります道路のひっかかっております土地、熊取町七山東 703 の 1、705、706 の 1、707 の 1、708 の 3、この 5 筆の土地を所有しております。まずですね、今回の計画の変更の前にですね、元々の本件の都市計画は昭和 46 年に決定したというふうに先日聞きました。しかし、その当時は地区住民との話し合い、あるいは説明会等は無く決定したと、本年の 7 月 27 日の熊取町での説明会において、町の担当者より確認しております。今回の計画変更につきまして、初めてそれを聞きましてですね、非常に驚いております。また、当初の昭和 46 年の計画時に説明が無かったということに対しても、非常に憤りを感じております。私どもの医療法人は、七山病院、精神科の病院ですけども、病床数が 640 床、それから介護老人保健施設アルデア、これが入所が 60 人、その他グループホーム等々の施設を運営しております。今回の道路の計画に当たります、先ほどの 5 筆の土地にですね、これらの爽神堂の施設の水道設備が運営しております。この

水道設備で井戸水を使いまして、飲料水その他生活用水全てをですね、賄っております。この水道設備は昭和 46 年以前からここでずっと継続して、井戸から水道を引いているわけですね。ですから、現在、1 日約 1, 200 人から 1, 300 人の入院患者さん、あるいは入所の方、それから職員、外来患者さん等々の水を全てこの水道設備で賄っております。ですからですね、今回、この道路がつくということでこの水道設備が使えなくなるということになりましたら、これらの人達の水が、賄えなくなってしまうということになってしまいますので、今回の計画についてはですね、断固反対させていただきます。まずですね、昭和 46 年の時に何故説明が無かったのか。所有者の方にも全く連絡もありませんでした。これは熊取町のほうにも確認しております。先ずこれをはっきり説明していただきたいというふうに思いますので、今回この計画が変更になったというだけの問題ではなく、昭和 46 年当時のこの計画の決定自体に対しても、反対を申し上げます。

以上です。

[閉会]

【議長（水谷参事）】

ありがとうございました。

以上で、お申し出をいただきました公述は全て終了いたしました。

本日はお忙しいところ、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

【司会（奥林補佐）】

会場の皆様方には、都市計画公聴会へお越しいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、平成 29 年度第 1 回大阪府都市計画公聴会を終了いたします。どうもありがとうございました。